

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年1月 日

内閣総理大臣 殿

愛知県知事 神田真秋

豊橋市長 早川勝

蒲郡市長 金原久雄

田原市長 白井孝市

御津町長 深谷泰範

平成15年5月23日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

2. 変更事項の内容

別表のとおり

構造改革特別区域計画変更申請に係る新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>【計画本文】 10p 6 構造改革特別区域の目標 (2) 流通機能(システム) 【背景】 三河港のうち豊橋市神野東埠頭(豊橋市神野ふ頭町)、神野西埠頭(豊橋市神野西町一丁目)、明海埠頭(豊橋市明海町)及び蒲郡市蒲郡埠頭(蒲郡市)においては、自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送運行又は自動車専用船に積み込む自動車の回送運行が実施されている。この回送運行に当たり公道を通過する場合には、各車両に仮ナンバー(回送運行許可番号標)を表示する必要がある。三河港は、仮ナンバーを必要とする回送運行車両数が年間約50万台に及ぶためコストの増大につながっている。</p> <p>【効果】 現在、三河港においては年間約52万台の自動車が、回送運行の際に仮ナンバーが必要とされていることから、仮ナンバー表示を緩和することにより、年間約17,300時間の短縮化が図られ、自動車の回送運行作業の円滑化・効率化を図ることが可能となる。</p> <p>作業時間の効率化 年間52万台×2分/台=17,333時間</p> <p>11p 三河港の流通機能(システム)の強化</p> <p>輸出 輸入 自動車の積降し 車載トレーラーによる運搬</p> <p>蒲郡地区 三菱</p> <p>神野地区</p> <p>明海地区</p> <p>田原地区 トヨタ</p> <p>ダイムラー・クライスラー ゼネラル・モーターズ ピー・イー・ジーインポート</p> <p>自動車積降し時における仮ナンバー表示の柔軟化事業</p> <p>自動車回送運行許可期間の延長(全国規制緩和)</p> <p>車両の高さ制限の緩和(全国規制緩和)</p> <p>専用埠頭</p> <p>三河港の流通機能強化</p> <p>24p (6) 目標を達成するための体制 国際自動車コンプレックス推進協議会・国際自動車コンプレックス研究会 平成9(1997)年11月に国際自動車コンプレックス計画の推進母体として、総合調整やインフラ整備の促進を目的とする「国際自動車コンプレックス推進協議会」及び民間プロジェクト創出を目的とした「国際自動車コンプレックス研究会」が組織され、両組織が連携して三河港地域の活性化を進めている。</p> | <p>【計画本文】 10p 6 構造改革特別区域の目標 (2) 流通機能(システム) 【背景】 三河港のうち豊橋市神野東埠頭(豊橋市神野ふ頭町)、神野西埠頭(豊橋市神野西町一丁目)及び蒲郡市蒲郡埠頭(蒲郡市)においては、自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送運行又は自動車専用船に積み込む自動車の回送運行が実施されている。この回送運行に当たり公道を通過する場合には、各車両に仮ナンバー(回送運行許可番号標)を表示する必要がある。三河港は、仮ナンバーを必要とする回送運行車両数が年間約50万台に及ぶためコストの増大につながっている。</p> <p>【効果】 現在、三河港においては年間約50万台の自動車が、回送運行の際に仮ナンバーが必要とされていることから、仮ナンバー表示を緩和することにより、年間約1万7千時間の短縮化が図られ、自動車の回送運行作業の円滑化・効率化を図ることが可能となる。</p> <p>作業時間の効率化 年間50万台×2分/台=16,666時間</p> <p>11p 三河港の流通機能(システム)の強化</p> <p>輸出 輸入 自動車の積降し 車載トレーラーによる運搬</p> <p>蒲郡地区 三菱</p> <p>神野地区</p> <p>大崎地区</p> <p>田原地区 トヨタ</p> <p>ダイムラー・クライスラー ゼネラル・モーターズ ピー・イー・ジーインポート</p> <p>自動車積降し時における仮ナンバー表示の柔軟化事業</p> <p>自動車回送運行許可期間の延長(全国規制緩和)</p> <p>車両の高さ制限の緩和(全国規制緩和)</p> <p>専用埠頭</p> <p>三河港の流通機能強化</p> <p>24p (6) 目標を達成するための体制 国際自動車コンプレックス促進協議会・国際自動車コンプレックス研究会 平成9(1997)年11月に国際自動車コンプレックス計画の推進母体として、総合調整やインフラ整備の促進を目的とする「国際自動車コンプレックス促進協議会」及び民間プロジェクト創出を目的とした「国際自動車コンプレックス研究会」が組織され、両組織が連携して三河港地域の活性化を進めている。</p> |

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|-----|-------------------------------|--------------------------------------|----------|-----|-----|-----|-------------------------------|---|----------|----------------------------|--------------|----------|--|-----|-----|-----|-------------------------------|--------------------------------------|----------|-----|-----|-----|-------------------------------|---|----------|
| <p>【別紙】 43p 1 特定事業の名称 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（1204）</p> <p>(略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業に関する主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>業 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役社長 尾崎 睦)</td> <td>豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸市中央区浜辺通 4-1-11)</td> <td>一般港湾運送事業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 蒲郡支店 (取締役社長 岡部正彦)</td> <td>蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京都千代田区外神田 3-12-9)</td> <td>一般港湾運送事業</td> </tr> <tr> <td>総合埠頭株式会社 (代表取締役社長 横井 裕)</td> <td>豊橋市明海町 5番-54</td> <td>一般港湾運送事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>44p (2) 事業が行われる区域 豊橋市神野東埠頭（豊橋市神野ふ頭町）、同神野西埠頭（豊橋市神野西町一丁目）<u>及び同明海埠頭（豊橋市明海町）</u>の道路のうち別紙のとおり指定された区間</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 豊橋市神野東埠頭（豊橋市神野ふ頭町）、同神野西埠頭（豊橋市神野西町一丁目）、<u>同明海埠頭（豊橋市明海町）</u>及び蒲郡市蒲郡埠頭（蒲郡市浜町）において自動車運送船から陸揚げされた自動車の駐車場、自動車整備工場その他関係施設への回送又は自動車運送船に積み込むための自動車の回送の用に供されている道路のうち指定された区間において国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年国土交通省令第33号）第1項の規定に基づき使用できる回送運行許可番号標（以下「仮ナンバー」という。）の使用を認める。</p> | 名 称 | 住 所 | 業 種 | 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸市中央区浜辺通 4-1-11) | 一般港湾運送事業 | (略) | (略) | (略) | 日本通運株式会社 蒲郡支店 (取締役社長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京都千代田区外神田 3-12-9) | 一般港湾運送事業 | 総合埠頭株式会社 (代表取締役社長 横井 裕) | 豊橋市明海町 5番-54 | 一般港湾運送事業 | <p>【別紙】 43p 1 特定事業の名称 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（1204）</p> <p>(略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業に関する主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>業 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役社長 尾崎 睦)</td> <td>豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸市中央区浜辺通 4-1-11)</td> <td>一般港湾運送事業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 蒲郡支店 (取締役社長 岡部正彦)</td> <td>蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京都千代田区外神田 3-12-9)</td> <td>一般港湾運送事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>44p (2) 事業が行われる区域 豊橋市神野東埠頭（豊橋市神野ふ頭町）、同神野西埠頭（豊橋市神野西町一丁目）の道路のうち別紙のとおり指定された区間</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 豊橋市神野東埠頭（豊橋市神野ふ頭町）、同神野西埠頭（豊橋市神野西町一丁目）及び蒲郡市蒲郡埠頭（蒲郡市浜町）において自動車運送船から陸揚げされた自動車の駐車場、自動車整備工場その他関係施設への回送又は自動車運送船に積み込むための自動車の回送の用に供されている道路のうち指定された区間において国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年国土交通省令第33号）第1項の規定に基づき使用できる回送運行許可番号標（以下「仮ナンバー」という。）の使用を認める。</p> | 名 称 | 住 所 | 業 種 | 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸市中央区浜辺通 4-1-11) | 一般港湾運送事業 | (略) | (略) | (略) | 日本通運株式会社 蒲郡支店 (取締役社長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京都千代田区外神田 3-12-9) | 一般港湾運送事業 |
| 名 称 | 住 所 | 業 種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸市中央区浜辺通 4-1-11) | 一般港湾運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本通運株式会社 蒲郡支店 (取締役社長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京都千代田区外神田 3-12-9) | 一般港湾運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合埠頭株式会社 (代表取締役社長 横井 裕) | 豊橋市明海町 5番-54 | 一般港湾運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 住 所 | 業 種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸市中央区浜辺通 4-1-11) | 一般港湾運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本通運株式会社 蒲郡支店 (取締役社長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京都千代田区外神田 3-12-9) | 一般港湾運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | | | | 旧 | | |
|---------------------------|--|---|--|---------------------------|--|--|
| 44p～45p 5 当該規制の特例措置の内容 | | | | 44p～45p 5 当該規制の特例措置の内容 | | |
| | 豊橋市神野東埠頭・西埠頭 | 豊橋市明海埠頭 | 蒲郡市蒲郡埠頭 | | 豊橋市神野東埠頭・西埠頭 | 蒲郡市蒲郡埠頭 |
| 事業者 | 株式会社上組ほか5社 | 総合埠頭株式会社 | 日本通運株式会社 | 事業者 | 株式会社上組ほか5社 | 日本通運株式会社 |
| 回送運行経路 | 別紙のとおり 最大3.0km | 別紙のとおり 最大1.2km | 別紙のとおり 最大0.9km | 回送運行経路 | 別紙のとおり 最大3.0km | 別紙のとおり 最大0.9km |
| 回送運行経路の付近の特色 | 工業専用地域であり、一般車両の通行は少ない。 | 工業専用地域であり、一般車両の通行は少ない。 | 工業専用地域であり、一般車両の通行は少ない。 | 回送運行経路の付近の特色 | 工業専用地域であり、一般車両の通行は少ない。 | 工業専用地域であり、一般車両の通行は少ない。 |
| 回送運行台数 (実績) | 平成12年382,186台 平成13年380,870台 平成14年412,731台 | 平成12年～14年 0台 平成15年 5,450台 (平成15年11月から仮ナンバーによる運送を開始) | 平成12年40,798台 平成13年30,329台 平成14年34,810台 | 回送運行台数 (実績) | 平成12年382,186台 平成13年380,870台 平成14年412,731台 | 平成12年40,798台 平成13年30,329台 平成14年34,810台 |
| 回送運行の頻度 | 年間を通じてほぼ毎日実施 1日平均1,199台(平成14年度実績) 1日最大3,115台(平成14年度実績) 1隻の積み下ろしに数日を要する。 | 1月当たり17日(平成15年11月実績) 1日最大230台 回送運航日1日平均87台(平成15年11月実績) 1隻の積み下ろしに数日を要する。 | 1月あたり8～9日実施 1日平均362台(平成14年度実績) 1日最大889台(平成14年度実績) 1隻の積み下ろしに数日を要する。 | 回送運行の頻度 | 年間を通じてほぼ毎日実施 1日平均1,199台(平成14年度実績) 1日最大3,115台(平成14年度実績) 1隻の積み下ろしに数日を要する。 | 1月あたり8～9日実施 1日平均362台(平成14年度実績) 1日最大889台(平成14年度実績) 1隻の積み下ろしに数日を要する。 |
| 自動車専用船来航頻度 | 1ヶ月平均83隻 | 1ヶ月平均4隻 | 1ヶ月平均2隻 | 自動車専用船来航頻度 | 1ヶ月平均83隻 | 1ヶ月平均2隻 |
| 回送運行経路一般車両の状況 | 〔交通量調査の結果〕 一般車両の交通量は極めて少ない。 大半が港湾関係・立地企業関係車両。 | 〔交通量調査の結果〕 一般車両の交通量は極めて少ない。 大半が周辺立地企業関係車両。 | 〔交通量調査の結果〕 一般車両の交通量は極めて少ない。 大半が港湾関係・立地企業関係車両。 | 回送運行経路一般車両の状況 | 〔交通量調査の結果〕 一般車両の交通量は極めて少ない。 大半が港湾関係・立地企業関係車両。 | 〔交通量調査の結果〕 一般車両の交通量は極めて少ない。 大半が港湾関係・立地企業関係車両。 |
| 仮ナンバー表示緩和の影響 | 豊橋市神野東埠頭・西埠頭は、三河港の埋立地であり、港湾関係・立地企業関係車両以外の一般車両の通行は極めて少なく、仮ナンバーの表示を緩和しても他の車両に対する影響はないものと判断される。 | 豊橋市明海埠頭は、三河港の埋立地であり、当該経路は埠頭の最も奥に位置し、港湾関係・立地企業関係車両以外の一般車両の通行は極めて少なく、仮ナンバーの表示を緩和しても他の車両に対する影響はないものと判断される。 | 蒲郡市蒲郡埠頭における回送運行経路は、当該埠頭の奥に位置し、一般車両の通行も少ないことから、仮ナンバーの表示を緩和しても他の車両に対する影響はないものと判断される。 | 仮ナンバー表示緩和の影響 | 豊橋市神野東埠頭・西埠頭は、三河港の埋立地であり、港湾関係・立地企業関係車両以外の一般車両の通行は極めて少なく、仮ナンバーの表示を緩和しても他の車両に対する影響はないものと判断される。 | 蒲郡市蒲郡埠頭における回送運行経路は、当該埠頭の奥に位置し、一般車両の通行も少ないことから、仮ナンバーの表示を緩和しても他の車両に対する影響はないものと判断される。 |
| 特例の効果 | 年間1万5千時間の短縮効果 (年間45万台、1台当たり2分) | 年間約600時間の短縮効果 (年間約1万8千台、1台当たり2分) | 年間約1,700時間の短縮効果 (年間5万台、1台当たり2分) | 特例の効果 | 年間1万5千時間の短縮効果 (年間45万台、1台当たり2分) | 年間約1,700時間の短縮効果 (年間5万台、1台当たり2分) |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>46p～47p</p> <p>豊橋市神野東埠頭（豊橋市神野ふ頭町）、同神野西埠頭（豊橋市神野西町一丁目）、同明海埠頭（豊橋市明海町）及び蒲郡市蒲郡埠頭（蒲郡市浜町）のうち別紙のとおり指定された経路に該当する区域は、国際自動車専用船が発着する埠頭を含んでいる。豊橋市神野東埠頭、神野西埠頭及び明海埠頭地区においては、回送事業者が国際自動車専用船から自動車を陸揚げする場合の当該専用船が発着する埠頭から整備工場までの経路又は自動車を専用船に積み込む場合のカーポートから当該専用船までの経路を利用し、現在回送運行を行っており、これらの経路については自動車の回送の用に供されていると認められる。蒲郡市蒲郡埠頭においても、回送事業者が自動車を専用船に積み込む場合のカーポートから当該専用船までの経路を利用し、現在回送運行を行っており、この経路については自動車の回送の用に供されていると認められる。</p> <p>豊橋市神野埠頭における回送運行車両は年間約 41 万台で、1日あたり 1,500 台を超える回送については、一年の内 108 日を占めている。なお、回送運行に使用する道路の中心である神野西埠頭における一般交通の状況は、1日の一般車両の交通量は約 1,500 台でその大半が港湾関係車両である。また、同市明海ふ頭における回送運行車両は、平成 15 年から仮ナンバーを使用した回送を行っており、今後年間約 1 万 8 千台で、1日最大 230 台の回送運行を行うこととしている。</p> <p>蒲郡埠頭における回送運行車両は年間約 3 万 4 千台で、月 2 回自動車専用船へ船積みを行っており、1回に約 1,450 台の車両をカーポートから埠頭まで 4 日間をかけて回送している。なお、1日あたりの一般車両の交通量は約 300 台でその大半が港湾関係車両である。</p> <p>このように神野埠頭、明海埠頭及び蒲郡埠頭における回送運行車両の交通量に対して一般車両の交通量は少なく、その大半が港湾関係・立地企業関係のもので、一般の通行車両は極めて少ない状況となっている。したがって、この区域における回送運行時に、仮ナンバー表示の緩和を行ったとしても、一般通行車両に与える影響はほとんどない。</p> <p>三河港においては年間約 52 万台の自動車について輸出入の際に仮ナンバーが必要とされると見込まれることから、仮ナンバーの表示を緩和することにより、年間約 17,300 時間の短縮化が図られ、自動車の回送運行作業の円滑化・効率化を図ることが可能となる。</p> <p>作業時間の効率化 年間 52 万台 × 2 分/台 = 17,333 時間</p> <p>さらに、作業時間の縮減により企業のコスト削減や事務量の削減、さらに他の業種の作業時間の拡大にもなり、全体として港湾の流通機能の向上と強化を図ることが可能となる。</p> <p>このほか下記の規制緩和を導入することにより、流通機能の効率化が図られ、CO₂削減、交通渋滞緩和による環境問題への貢献が可能となる。</p> | <p>46p～47p</p> <p>豊橋市神野東埠頭（豊橋市神野ふ頭町）、同神野西埠頭（豊橋市神野西町一丁目）及び蒲郡市蒲郡埠頭（蒲郡市浜町）のうち別紙のとおり指定された経路に該当する区域は、国際自動車専用船が発着する埠頭を含んでいる。豊橋市神野東埠頭及び神野西埠頭（豊橋市神野ふ頭町）においては、回送事業者が国際自動車専用船から自動車を陸揚げする場合の当該専用船が発着する埠頭から整備工場までの経路又は自動車を専用船に積み込む場合のカーポートから当該専用船までの経路を利用し、現在回送運行を行っており、これらの経路については自動車の回送の用に供されていると認められる。蒲郡市蒲郡埠頭（蒲郡市）においても、回送事業者が自動車を専用船に積み込む場合のカーポートから当該専用船までの経路を利用し、現在回送運行を行っており、この経路については自動車の回送の用に供されていると認められる。</p> <p>豊橋市神野埠頭における回送運行車両は年間約 41 万台で、1日あたり 1,500 台を超える回送については、一年の内 108 日を占めている。なお、回送運行に使用する道路の中心である神野西埠頭における一般交通の状況は、1日の一般車両の交通量は約 1,500 台でその大半が港湾関係車両である。</p> <p>蒲郡埠頭における回送運行車両は年間約 3 万 4 千台で、月 2 回自動車専用船へ船積みを行っており、1回に約 1,450 台の車両をカーポートから埠頭まで 4 日間をかけて回送している。なお、1日あたりの一般車両の交通量は約 300 台でその大半が港湾関係車両である。</p> <p>このように神野埠頭及び蒲郡埠頭における回送運行車両の交通量に対して一般車両の交通量は少なく、その大半が港湾関係・立地企業関係のもので、一般の通行車両は極めて少ない状況となっている。したがって、この区域における回送運行時に、仮ナンバー表示の緩和を行ったとしても、一般通行車両に与える影響はほとんどない。</p> <p>三河港においては年間約 50 万台の自動車について輸出入の際に仮ナンバーが必要とされると見込まれることから、仮ナンバーの表示を緩和することにより、年間約 1 万 7 千時間の短縮化が図られ、自動車の回送運行作業の円滑化・効率化を図ることが可能となる。</p> <p>作業時間の効率化 年間 50 万台 × 2 分/台 = 16,666 時間</p> <p>さらに、作業時間の縮減により企業のコスト削減や事務量の削減、さらに他の業種の作業時間の拡大にもなり、全体として港湾の流通機能の向上と強化を図ることが可能となる。</p> <p>このほか下記の規制緩和を導入することにより、流通機能の効率化が図られ、CO₂削減、交通渋滞緩和による環境問題への貢献が可能となる。</p> |

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------------------|--------------|--|----------|---|--|--|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|-----------------|--------------|--|--------------------------------|-------------------|--------------------|--------------|--------------------------|--|----|----|----|----|------|---|--|----------------|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|-----------------|--------------|--|
| <p>47p</p> <p>2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況 主体が既に特定されている場合 1 2 0 4 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>設立</th> <th>業種</th> <th>業務概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役 社長 尾崎 睦)</td> <td>豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸 市中央区浜辺 通4-1-11)</td> <td>昭和 22 年 2 月</td> <td>一般港湾運送 事業</td> <td>国際複合一貫輸送・港湾運送・重量貨物 運搬据付・プラント輸送・倉庫・通関・ 陸海空貨物取扱・海運代理店・貨物自動 車運送・レジャー事業などの各営業に附 帯する一切の業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株 式会社 蒲 郡支店 (取締役社長 岡部正彦)</td> <td>蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京 都千代田区外 神田3-12-9)</td> <td>昭和 12 年 10 月</td> <td>一般港湾運送 事業</td> <td>自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、 船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、 旅行、通関、重量品・プラントの輸送・ 建設、特殊輸送、情報処理・解析など の物流事業全般 及び関連事業</td> </tr> <tr> <td>総合埠頭株 式会社 (取締役社長 横井裕)</td> <td>豊橋市明海 町 5 番-54</td> <td>昭和 45 年 5 月 1 日</td> <td>一般港湾運 送事業</td> <td>港湾運送事業、自動車回送事業、通関 業 他</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 住所 | 設立 | 業種 | 業務概要 | 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役 社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸 市中央区浜辺 通4-1-11) | 昭和 22 年 2 月 | 一般港湾運送 事業 | 国際複合一貫輸送・港湾運送・重量貨物 運搬据付・プラント輸送・倉庫・通関・ 陸海空貨物取扱・海運代理店・貨物自動 車運送・レジャー事業などの各営業に附 帯する一切の業務 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 日本通運株 式会社 蒲 郡支店 (取締役社長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京 都千代田区外 神田3-12-9) | 昭和 12 年 10 月 | 一般港湾運送 事業 | 自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、 船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、 旅行、通関、重量品・プラントの輸送・ 建設、特殊輸送、情報処理・解析など の物流事業全般 及び関連事業 | 総合埠頭株 式会社 (取締役社長 横井裕) | 豊橋市明海 町 5 番-54 | 昭和 45 年 5 月 1 日 | 一般港湾運 送事業 | 港湾運送事業、自動車回送事業、通関 業 他 | <p>47p</p> <p>2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況 主体が既に特定されている場合 1 2 0 4 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>設立</th> <th>業種</th> <th>業務概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役 社長 尾崎 睦)</td> <td>豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸 市中央区浜辺 通4-1-11)</td> <td>昭和 22 年 2 月</td> <td>一般港湾運送 事業</td> <td>国際複合一貫輸送・港湾運送・重量貨物 運搬据付・プラント輸送・倉庫・通関・ 陸海空貨物取扱・海運代理店・貨物自動 車運送・レジャー事業などの各営業に附 帯する一切の業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株 式会社 蒲 郡支店 (取締役社 長 岡部正彦)</td> <td>蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京 都千代田区外 神田3-12- 9)</td> <td>昭和 12 年 10 月</td> <td>一般港湾運送 事業</td> <td>自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、 船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、 旅行、通関、重量品・プラントの輸送・ 建設、特殊輸送、情報処理・解析など の物流事業全般 及び関連事業</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 住所 | 設立 | 業種 | 業務概要 | 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役 社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸 市中央区浜辺 通4-1-11) | 昭和 22 年 2 月 | 一般港湾運送 事業 | 国際複合一貫輸送・港湾運送・重量貨物 運搬据付・プラント輸送・倉庫・通関・ 陸海空貨物取扱・海運代理店・貨物自動 車運送・レジャー事業などの各営業に附 帯する一切の業務 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 日本通運株 式会社 蒲 郡支店 (取締役社 長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京 都千代田区外 神田3-12- 9) | 昭和 12 年 10 月 | 一般港湾運送 事業 | 自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、 船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、 旅行、通関、重量品・プラントの輸送・ 建設、特殊輸送、情報処理・解析など の物流事業全般 及び関連事業 |
| 名称 | 住所 | 設立 | 業種 | 業務概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役 社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸 市中央区浜辺 通4-1-11) | 昭和 22 年 2 月 | 一般港湾運送 事業 | 国際複合一貫輸送・港湾運送・重量貨物 運搬据付・プラント輸送・倉庫・通関・ 陸海空貨物取扱・海運代理店・貨物自動 車運送・レジャー事業などの各営業に附 帯する一切の業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本通運株 式会社 蒲 郡支店 (取締役社長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京 都千代田区外 神田3-12-9) | 昭和 12 年 10 月 | 一般港湾運送 事業 | 自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、 船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、 旅行、通関、重量品・プラントの輸送・ 建設、特殊輸送、情報処理・解析など の物流事業全般 及び関連事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合埠頭株 式会社 (取締役社長 横井裕) | 豊橋市明海 町 5 番-54 | 昭和 45 年 5 月 1 日 | 一般港湾運 送事業 | 港湾運送事業、自動車回送事業、通関 業 他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 住所 | 設立 | 業種 | 業務概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社上組 豊橋支店 (代表取締役 社長 尾崎 睦) | 豊橋市明海町 5-74 (本社 神戸 市中央区浜辺 通4-1-11) | 昭和 22 年 2 月 | 一般港湾運送 事業 | 国際複合一貫輸送・港湾運送・重量貨物 運搬据付・プラント輸送・倉庫・通関・ 陸海空貨物取扱・海運代理店・貨物自動 車運送・レジャー事業などの各営業に附 帯する一切の業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本通運株 式会社 蒲 郡支店 (取締役社 長 岡部正彦) | 蒲郡市浜町 73-6 (本社 東京 都千代田区外 神田3-12- 9) | 昭和 12 年 10 月 | 一般港湾運送 事業 | 自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、 船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、 旅行、通関、重量品・プラントの輸送・ 建設、特殊輸送、情報処理・解析など の物流事業全般 及び関連事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>49p</p> <p>4 法第 4 条第 3 項の規定により聴いた意見の概要</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>総合埠頭株式会社（代表取締役社長 横井 裕）</td> </tr> <tr> <td>意見を聴いた日時</td> <td>平成 1 5 年 1 2 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>意見を聴いた方法</td> <td>聞き取り</td> </tr> <tr> <td>意見の概要</td> <td>公道を通過して回送運行しなければならない車種があるため、仮ナンバーが必要である。 三河港の他の地区と同様に仮ナンバーの簡素化の実施を要望する。</td> </tr> <tr> <td>意見に対する対応</td> <td>一般車両の通行は極めて少ない地域であり、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業を実施することに特段の問題はないと判断される。</td> </tr> </tbody> </table> | 対象者 | 総合埠頭株式会社（代表取締役社長 横井 裕） | 意見を聴いた日時 | 平成 1 5 年 1 2 月 8 日 | 意見を聴いた方法 | 聞き取り | 意見の概要 | 公道を通過して回送運行しなければならない車種があるため、仮ナンバーが必要である。 三河港の他の地区と同様に仮ナンバーの簡素化の実施を要望する。 | 意見に対する対応 | 一般車両の通行は極めて少ない地域であり、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業を実施することに特段の問題はないと判断される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 総合埠頭株式会社（代表取締役社長 横井 裕） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見を聴いた日時 | 平成 1 5 年 1 2 月 8 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見を聴いた方法 | 聞き取り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見の概要 | 公道を通過して回送運行しなければならない車種があるため、仮ナンバーが必要である。 三河港の他の地区と同様に仮ナンバーの簡素化の実施を要望する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見に対する対応 | 一般車両の通行は極めて少ない地域であり、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業を実施することに特段の問題はないと判断される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |